

佐賀市立川副中学校
「部活動に係る活動方針」

平成31年1月
(令和8年4月 改定)

1 部活動の学校教育における位置づけ(文化部も準ずる)

(1) 学校教育の一環としての部活動

学習指導要領には、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが明確に示されている。このことから部活動は教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組をしていく必要がある。

(2) 部活動の意義と効果

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われる活動である。限られた時間（週あたり8時間程度）の中で活動の質を高め、生徒の主体性を育むことを重視する。

イ 学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。

ウ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資することから、中学生の「生きる力」を育む大きな原動力ともなっている。

エ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツや文化等に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや文化等の創造や発見の喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや芸術文化と豊かに関わる資質や能力を育てることができる。

オ 部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

2 本校の部活動運営

(1) 校長の役割

ア 校長は、学校の設置者が示す「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。

エ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰り上げ等活動時間を教職員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教職員の負担が過度とならないよう十分に留意する。

オ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測

の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。

カ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ク 校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

① 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。

② 県大会規模の大会・コンクール等については年4回程度の参加を目安とする。

ケ 校長は、少子化の進行等により、単独校では十分な活動が困難となる場合には、複数校で編成する合同部活動や拠点校方式による部活動の実施、地域クラブとの連携・移行の可能性も視野に入れた活動体制の見直しに努める。

コ 校長、部活動顧問、部活動指導員等は、学校部活動の実施に当たり、体罰・暴言・ハラスメント等の不適切行為の未然防止を徹底する。また、事案発生時には、迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。

※ 具体的な指導の実施にあたっては「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）を参考にする。

サ 校長、部活動顧問、部活動指導員等は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。

シ 原則として、保護者からの相談等は、管理職が窓口として対応する。

(2) 部活動顧問、部活動指導員等の役割

ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

イ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

ウ 部活動顧問、部活動指導員等は、将来的に生徒が多様な地域クラブ等を自ら選択し、参画していくための基盤を形成するため、教育課程との関連を図りつつ、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を通して、生徒の意思決定の機会を保障し、自らの希望や発達段階に応じて活動の内容や量を調整する力を育成する。

エ 部活動顧問、部活動指導員等は、生徒のバランスの取れた成長を図る観点等

から、過度の練習・活動が、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。その上で、効率的・効果的な練習の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努めるものとする。

(3) 年間の日程

- 4月・職員会議において、「佐賀市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」と本校の「部活動に係る活動方針」を確認する
 - ・顧問は年間の活動計画を作成する。
 - ・ホームページにおいて、「部活動に係る活動方針」と「年間の活動計画」をホームページへの掲載等により公表する。(毎年4月更新)
- 5月・各部活動保護者会を開催する。
- 3月・職員会議において、今年度の反省をまとめ、次年度の方針に反映させる。

(4) 休養日

ア 学期中の休養日 (週当たり2日以上)

- ① 平日：少なくとも1日を休養日とする。
毎週水曜日を全ての部活動休養日に設定する。
- ② 週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ③ その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。

イ 長期休業中等の休養日

- ① 学期中に準じた取扱いを行う。(週当たり2日以上)
- ② ただし、長期休業の趣旨に踏まえ、生徒が家族や地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない計画を立て、一定期間の連続した休養期間を設ける。

ウ 佐賀市立中学校共通の休養日

- ① 毎月第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」
(ア、イに充てることができる。)
- ② 市教育委員会が定める夏季休業中の「学校閉庁日」8/13、14、15)
(ア、イに充てることができる。)

エ その他の休養日

- ① 中間テスト 3日前 (1年生の前期中間は5日前)
- ② 期末テスト 5日前
- ③ 年末・年始 12月29日～1月3日 (原則)
- ④ 学校行事 体育大会等 (原則)
(ア、イに充てることができる。)

(5) 活動時間

活動時間の上限については、以下を基準とする。

ア 平日：原則として1日当たり2時間以内

イ 休日：原則として3時間以内（学期中の土日、長期休業中含む）

ウ 週当たりの活動時間は「8時間程度」を目安とし、過度に逸脱しない範囲で、活動目的・実態に応じて柔軟に運用することができる。

(6) 下校時刻

ア 平日の完全下校時刻

活動時間や日没時刻等を考慮し設定し、毎年作成する。(別紙)

イ 週休日及び長期休業日の下校時刻

活動時間に合わせ下校時刻を設定する。

(7) その他

ア 部として目標とする重要な大会・コンクール等の直前4週間の期間時期においては、休養日を合計8日以上確保することを前提として、校長の判断により、期間や内容を限定した特例的な活動時間の調整を行うことができるものとする。この場合も、生徒の健康・安全に十分配慮する。

イ 季節による日没時刻の変化や大会・コンクール前の調整等を踏まえ、週単位での活動時間の柔軟な割り振りを可能とする。この場合も、週あたりの活動時間は「8時間程度」原則としつつ、校長の判断のもと、必要最小限の範囲で調整を行うものとする。

ウ 前記休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は市教育委員会が適切な助言を行う。

※ なお、本方針（佐賀市立川副中学校「部活動に係る活動方針」）は、令和8年4月より、運用を開始する。

※ 部活動保護者会で活動時間及び内容を説明する。

改定履歴

発行：平成31年1月

改定：令和8年4月